

OpenAI 社に「Sora 2」の運用に関する要望書を提出

2024 年 10 月 28 日

CODA は会員社からの要請に基づき、2025 年 10 月 27 日、OpenAI 社に対し、同社が 2025 年 9 月 30 日よりサービスを開始した「Sora 2 (sora.chatgpt.com)」の運用に関して要望書を提出しました。

CODA は、Sora 2 において日本の既存コンテンツまたはそれに酷似する映像が多数生成されている事実を確認しており、これらは日本コンテンツを学習データとして取り込んだ結果に起因すると判断しています。また、Sora 2 のように特定の著作物が出力として再現・類似生成されている状況においては、学習過程での複製行為そのものが、著作権侵害に該当し得ると考えます。

さらに、報道などによれば、著作権者からの申請によるオプトアウト方式で対応している旨の説明がなされていますが、日本の著作権制度においては、著作物の利用には原則として事前の許諾が必要であり、事後的な異議申し立てによって侵害責任を免れる制度は存在しません。

今回、CODA が提出した要望は以下の通りです。

【要望内容】

1. Sora 2 の運用において、CODA 会員社のコンテンツを無許諾で学習対象としないこと
2. Sora 2 の生成物に関連する著作権侵害についての CODA 会員社からの申立て・相談に真摯に対応すること

CODA は、AI 技術の健全な発展と、クリエイターおよび権利者の権利保護の両立が図られるよう、会員社と連携しつつ、OpenAI 社に対して誠実な対応を求めてまいります。

CODA について

CODA（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）は、2002 年に日本コンテンツの海外展開の促進と海賊版対策を目的として、経済産業省と文化庁の呼びかけで設立されました。音楽、映画、アニメ、放送番組、ゲーム、出版などの日本が誇るコンテンツは、日本の国際プレゼンス向上や経済成長の一翼を担っています。デジタル技術の普及が進む今日、巧妙化する著作権侵害から日本のコンテンツ産業を守り、その発展を図ることが一層重要になっています。その中で CODA は、国内外の関係政府機関、団体、企業と叡知を結集し、権利侵害への直接的、間接的な対策や広報啓発活動な



どに取り組むことで、オンラインを含めた海賊版の抑止や摘発に貢献しています。具体的な事業内容は <https://coda-cj.jp/activity/> から。